

令和2年 10月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和2年10月20日 午後2時10分 日光市役所 中会議室203

出席農業委員 10名

1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 8番 柴田美代子 9番 吉原廣康
10番 星 一徳 11番 増 渕 勝

欠席農業委員 7番 田井 哲

出席推進委員 17名

12番 川村 耕一 13番 渡邊清美 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳
16番 加藤英利 17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武
21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清 24番 福田正文
25番 高村 充 27番 谷野三枝 28番 福田登美子 31番 福田吉男
32番 阿久津正信

欠席推進委員 20番 神山順治 30番 神山隆治

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第24号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第25号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第59号 非農地証明願について
- 第9 議案第60号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第10 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について（継続審査）

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、田井哲委員から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。また、推進委員の神山順治委員及び神山隆治委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては19名中17名の出席であります。

本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和2年10月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

星 一 徳 議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思います。8番柴田美代子委員、9番吉原廣康委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。総会資料は2ページとなります。本案件ですが、先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましては3件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年9月18日。許可日および指令番号につきましては、1番、2番及び4番については令和2年8月20日、日農委指令第5-26号から28号で許可書を発行しております。また、3番の案件につきましては継続審議となっております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第25号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹お願いします。

大 島 尚 美 副 主 幹

報告第25号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となり

ます。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。今月は1件で利用権の解約になり、日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は遊休農地対策部会が担当しております。増淵勝部会長から全体の説明をお願いいたします。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

10月16日、遊休農地対策部会において現地調査を行いました。班体制ですが、第1班は高橋久美子副部会長、渡邊清美委員、福田登美子委員、事務局より沼尾事務局長、川村主任。第2班は早川文子委員、福田重勝委員、私増淵と星会長、事務局より赤松係長、小柳副主幹です。議案の発表者を紹介いたします。議案第56号、農地法第3条の1番を早川文子委員、議案第57号第4条の1番は福田重勝委員、2番は渡邊清美委員、議案第58号の第5条の1番は福田重勝委員、2番と3番は高橋久美子副部会長、4番は早川文子委員、5番は事務局、6番と7番は福田登美子委員。続きまして議案第59号非農地証明願の1番は渡邊清美委員。議案第60号の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については私増淵です。以上12件になります。それぞれ担当した委員が報告いたしますので、ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の1番について審議を進めてまいります。担当委員の報告を求めます。

(早川文子推進委員挙手)

早 川 文 子 推 進 委 員

はい、早川推進委員。

議案第56号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市小林地内、小林小学校から南西へ約200メートルに位置した場所です。県道今市氏家線、小林小学校前の小林交差点から県道を西に50メートルほど進んだ左手に申請地があります。こちらが診療所です。契約内容は売買による3条申請です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻を作付けしています。今回申請地は譲受人の近くであり、農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは現地調査後の検討・協議の結果について増淵部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

農地は適切に管理されていきましたので、何ら問題は無いものという部会の統一見解です。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号 1 番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3 条番号 1 番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第 6、議案第 57 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とし、番号 1 番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田推進委員。

福田重勝農業委員

本申請は、日光市荊沢地内におきまして、長屋住宅を目的として転用する案件です。位置図ですが、県道今市氏家線の荊沢交差点を小林方面に 140 メートル進み、左折して 40 メートル進んだ所に申請地があります。登記簿地目及び現況ともに畑です。ソバがきれいに蒔いてあり、花が咲いていました。周囲の状況は東側と南側及び北側が畑、西側が道路です。隣接の方の同意は受けているそうです。現地には行政書士が立ち会い、申請地を長屋住宅にするための杭打ちがしてありました。給排水は公共の上水道を利用します。雨水は申請地の周りにフェンスを設置し、西側に U 字溝を設置して敷地内浸透処理します。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

乗り入れの所も新しく U 字溝を入れてしっかり養生し、雨水も周りに出さないようにするという事です。共同の入口や通路等が無く直接家に入れるので長屋住宅という事です。以上の事から問題無いと考えますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号 1 番について、遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号 1 番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号 1 番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号 2 番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊清美推進委員挙手)

はい、渡邊推進委員。

渡 邊 清 美 推 進 委 員

私は、議案第 57 号の 2 番を担当しました。本申請は日光市猪倉地内において、農地改良を目的とした案件です。申請地は猪倉小学校から大沢宇都宮

線を南東に宇都宮方面に1.4キロメートルほど進み、コンビニを左折し50メートルほど進んだ右手に申請地があります。現地には行政書士が立ち会いました。申請地に5メートルほど盛土をして道路沿いにフェンスを設置するそうです。土は鹿沼市内の業者に頼むそうです。環境課により土壌分析を2回行い、期間は約6か月間です。雨水は敷地内浸透といたします。こちらの水路を避けて盛土をするそうです。こちらにフェンスを設置します。登記簿地目は山林、現況は田です。以上の事から周りに及ぼす影響はないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

立派な農地ができるのではないかと部会の統一見解です。皆さんご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について、遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

柴田美代子農業委員

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。4条番号2番については原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第7、議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。まず初めに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

福 田 重 勝 推 進 委 員

はい、福田推進委員。

私は、議案第58号の番号1番を担当いたしました。本申請は日光市今市地内におきまして、贈与により一般住宅を目的として転用する案件です。日光市役所から北東へ約300メートルに位置します。国道119号線東武鉄道のガード下から100メートルほど進んだところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は東側と北側は道路、西側は田、南側は宅地です。現地には譲受人が立ち会い、申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。給水は公共の上水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

譲受人は譲渡人の孫にあたります。孫が一般住宅を作るという事で何ら問題は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番についてはこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子委員。

高橋久美子農業委員

私は、議案第58号の2番を担当いたしました。本申請は日光市今市本町地内におきまして、贈与により住宅敷地を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。申請地は、日光市役所から南へ270メートルに位置します。日光市役所前から例幣使街道に190メートル進み、交差点を左折し290メートル進んだ左手が申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は北側と東側は農地、南側が道路、西側が宅地です。現地には行政書士が立ち会いました。譲渡人の所有する農地に隣接する宅地の擁壁が傾斜し、譲渡人の農地に越境したため一部を分筆し、擁壁を補強し住宅敷地として利用したく申請するものです。既存擁壁を残し、生コン擁壁と一体化し補強する計画です。総事業費は譲渡人が自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。汚水・雑排水はありません。雨水は敷地内浸透処理とします。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

こちらのブロック塀が傾斜していますが、以前親同士で綺麗にするとかしないとかの昔話しがあったようですが、今回地主が作ってあげる形になったようです。当事者間で了解している事なので問題は無いものと部会の統一見解が出ました。皆さん、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番についてはこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子委員。

高橋久美子農業委員

番号3番についてご説明いたします。本申請は日光市今市本町地内におきまして、売買により事務所敷地を目的とした転用案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図と案内図については2番と同じですので省略させていただきます。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は、東側と西側及び北側は宅地、南側は市道です。現地には同じく行政書士が立ち会い、申請地を事務所にする計画で杭打ちがしてありました。譲受人は大阪に本店を置く生命保険業等を主な業務とする昭和22年に設立された基金総額1兆4,000億円の会社です。敷地内に建築面積299平方メートルの事務所と駐車場25台分を設ける計画です。汚水・雑排水は公共下水道を利用し、雨水は浸透枡を設置し敷地内浸透処理とします。給水は市水道を利用します。資金計画の総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。現況ですが譲渡人の住宅進入路として申請人の父親がここにアスファルトの道路を作ってしまったため始末書が添付されております。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

始末書が添付されていますし、先程の説明どおりですので何ら問題は無いものという部会の統一見解です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(加藤英利推進委員挙手)

はい、加藤推進委員。

加 藤 英 利 推 進 委 員

写真にある道路は譲渡人の家に入っていく道路ですか。そこまで売ってしまうのですか。

高橋久美子農業委員

はい、こちらは売ってしまいますが、現地を見ましたらこの後ろに道路がありまして、現況はここに生垣がありますがこちらを整理して後ろから出入りするそうです。

福田隆徳推進委員

この案件は、ここに水路があり、地元で使うので水利組合と撤去しないように頼んでいました。今回売買で開発して土地改良をするなら大雨の時に困るので水利組合と確認してもらいたいです。

星 一 徳 議 長

側溝の民地との境に水路があったのは現地で見ました。開発なので土地改良区との事前協議は済んでいるとの事です。よろしいですか。

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号3番についてはこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(早川文子推進委員挙手)

はい、早川推進委員。

早 川 文 子 推 進 委 員

私は、議案第58号の4番を担当いたしました。本申請は日光市塩野室町地内におきまして、贈与により一般住宅を目的として転用する案件です。譲

渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は針貝交差点から県道今市氏家線を小林方面に1.5キロメートルほど進み、左折して500メートル進んだ右手が申請地です。こちらにJAのカントリーエレベーターがあります。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は、北側と南側は畑、東側は牧草の倉庫、西側が道路です。現地には譲渡人と行政書士が立ち会い、申請地を住宅にする計画で杭打ちがしてありました。一階建て住宅と車両スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、宅地内処理をして給水は既存給水管から分岐して利用します。雨水は敷地内自然浸透処理します。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

譲渡人の二男が一般住宅を建てる計画です。二男は家業の酪農と一緒にやっているようで何ら問題は無いものと考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅推進委員挙手)

はい、小池推進委員。

小 池 毅 推 進 委 員

合併浄化槽の排水はどのようになりますか。

早 川 文 子 推 進 委 員

隣住宅の分岐点から分水して利用します。

星 一 徳 議 長

バイオクリーン型浄化槽という商品名ですが、微生物を使った浸透枳です。合併浄化槽放流水の敷地内処理システムとの事で会社は宇都宮のようです。下水施設が無く、放流する河川や側溝の無い場所に使う設備のようです。よろしいですか。

(「なし。」の声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号4番についてはこの原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号5番について事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

総会資料6ページをお開きください。本案件は、昨年4月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みましたので5条申請がありました。なお10月13日に事務局で現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後ほどご説明いたします。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。転用目的ですが、土沢地内において駐車場を目的とした売買による5条申請です。位置図ですが、土沢公民館から西へ200メートルほどの所に位置します。新里街道から土沢十字の交差点を土沢公民館方面に400メートルほど進み、右折して150メートルほど進んだ右手が申請地です。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲

の状況は東側が休耕地、西側と南側が道路、北側は譲渡人所有の田となっております。申請理由ですが、申請人の宗教法人ではここ数年来、駐車場が手狭なために市道に渋滞が発生し、来訪者の多くは高齢者であるため危険な状態となっております。そのため早急に申請地を譲り受け、駐車場として利用したく申請するものです。申請地全体を駐車場として27区画の駐車スペースと通路スペースを設ける計画です。給排水は無く、敷地は砂利敷で雨水は敷地内浸透処理します。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。こちらの写真は10月13日に事務局が撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上です。

星 一 徳 議 長
増 淵 勝 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、部会長から何かありますか。
無いです。

このあとは農業委員の皆さんの判断です。5条申請ですが他の委員の方からご意見等があればお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。事務局の説明、番号5番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号6番及び番号7番について、関連がありますので担当委員の一括報告を求めます。

(福田登美子推進委員挙手)

福田登美子推進委員

はい、福田登美子推進委員。

私は、議案第58号の6番及び7番を担当いたしましたのでご説明申し上げます。本申請は日光市土沢地内において、賃貸借により駐車場を目的とした転用申請です。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、こちらが例幣使街道でこちらがJR日光線、こちらが日光宇都宮道路、こちらが土沢インターです。南原小学校から北へ30メートル進んだところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は道路です。現地には借り人の日光市教育委員会事務局職員が立ち会いました。南原小学校は駐車場が少ないため、申請地を保護者送迎用の駐車場として利用する計画で杭打ちがしてありました。25台程の駐車スペースで砂利敷きといたします。申請地は高台になっていて、北側は高低差が10メートル程ありました。駐車するに当たり、奥に入ると危険なので奥に入らないよう留意するとの事でした。給排水は無く、雨水は敷地内浸透といたします。西側の田の所有者同意は得ているという事です。写真のとおり、申請地は既に数年前から無償で駐車場として利用されていたとの事です。そのため始末書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

先ずこの1件から審議しましょう。部会長から説明を求めます。

(増淵勝農業委員挙手)

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

無償で貸していて始末書ですから可哀想ですが、何ら問題は無いものとの部会の見解です。皆さん、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ほかの委員の方から何かございましたらお受けいたします。

(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員

はい、加藤推進委員。

星 一 徳 議 長

左側に田がありますが、駐車場として砂利を敷くと、雨の時、下の田に流れ込む可能性は無いのですか。

水は上から下に行くのであるでしょうね。現地を下から歩いてみましたが、奥に畦畔があり、この道路が無い時は下からここに１０メートルくらい上がっていたようです。この部分はぐちゃぐちゃしていたので上からの圧力の水が結構下に落ちていると感じました。この田は余り乾いていないので水は下がっていると思います。ここは父兄が使う駐車場です。このあと教職員が使う所が案件として出てきますが凄く違いがありますので良く見てください。

加藤英利推進委員

この申請地から砂利が流れ出ないようにする計画は無いのですか。

星 一 徳 議 長

ここには既に少し砂利が入っています。途中は水が抜けない感じです。下手にいじってしまうと下の田に行ってしまうかもしれません。今までもそのように利用していて下の方から苦情も無かったという事です。それより危ないですよ。お母さん達が子どもを迎えに来る場所で、奥は１０メートルくらい落差があります。しかし市の教育委員会事務局職員の話ではフェンスは設置せず、駐車区画を手前にして奥に行かないように標識ロープで区切るとの事です。

加藤英利推進委員

車止めがないと危ないですよ。

星 一 徳 議 長

標識ロープで区画を区切ると言っていますが、農業委員から意見書を出すのであれば、いま加藤推進委員が言ってくれたように碎石が下に落ちないように策を講じてくださいという事でしょうね。市役所は予算が無いという事です。ここはフェンスが無いと暗くて危険です。農業委員会から構造物までは意見出来ないで、碎石が下に落ちないようにする事と雨水が下の田に入らないよう策を講じるという事でしょう。他に意見があればお願いします。部会長が言ってくれたように、この道路に車で並ばれてしまうので無償で提供していて今回始末書添付です。使うのは学校、つまり市役所ですが市は使わせてもらっていても始末書は入れません。今は無償で借用していますが今後は賃貸借契約を締結するそうです。事務局、これは砂利が下に落ちないようにと雨水も流れ込まないようにＵ字溝を入れて側溝に流すようにと条件を付けてください。

それでは質疑を終結し、採決いたします。まず６番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号６番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続いて７番について、担当委員の報告を求めます。

(福田登美子推進委員挙手)

福田登美子推進委員

はい、福田登美子推進委員。

続きまして、７番も担当いたしましたのでご報告いたします。本申請は日光市土沢地内において、貸借により駐車場を目的として転用する案件です。貸し人、借り人及び申請地等は申請のとおりです。位置図等は６番の案件と同じになりますので省略させていただきます。先程の案件がこちらの三角形に見えるところです。ここから東に１００メートルほど進んだ赤い部分が申請地です。登記簿地目は畑と雑種地、現況は畑です。周囲の状況は東側が宅地、西側は畑、南側は道路、北側は畑です。現地には借り人の日光市教育委員会事務局職員が立ち会い、申請地を南原小学校教職員の駐車場として利用

する計画で杭打ちがしてありました。５０台分の駐車スペースを予定しており砂利敷きといたします。北側に貸し人の農地が残っているため、中央部分から自由に出入りができるよう通路は確保するとの事でした。隣接の農地所有者の同意は得ています。入口が狭いのでワンプロック壊して幅を広げ、スロープも緩やかにして出入り口付近のみアスファルトといたします。給排水は無く、雨水は周囲に高さ６センチメートルほどのブロックを設置いたしまして、有孔管を各所に設置して集水します。溢れた水は側溝に流す計画と聞いています。こちらの写真はドローンで撮ったものです。こちらが出入口でスロープになる所で、こちらに有孔管を設置します。ここの側溝に流し入れるとの事です。聞いて来たとおりでご報告いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。こちらの駐車場は父兄でなく教職員の駐車場です。先程の保護者駐車場は危険な状態のままのようですがこちらは良く整備するようです。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

（ 増淵勝農業委員挙手 ）

増 淵 勝 農 業 委 員

はい、増淵部会長。

雨水の処理については事務局から市役所維持課に確認を取るようになっていましたがどうなったのでしょうか。他の申請案件全て雨水は敷地内浸透ですが、ここは側溝に流して大丈夫なののでしょうか。

星 一 徳 議 長

沼尾事務局長と川村主任が確認してくれたので事務局の報告を求めます。

（ 沼尾洋克事務局長挙手 ）

沼 尾 洋 克 事 務 局 長

はい、沼尾事務局長。

まず、１，０００平米を超える開発に該当するものについては敷地内浸透をしているケースが多いです。開発の場合、側溝に流すとまず維持管理課の許可が必要になります。流れた水が用水路等に入るので用水組合や河川管理者の許可が必要になります。なお且つ、流量の計算をして川の断面の一番細い部分で溢れないかどうかの計算をした上で、初めて溢れないことが証明できた場合に外に流すことができます。ただ、実際の計算はかなり大変で困難なため、それが出来ないので開発の場合は浸透樹や浸透池を作って構内処理をして外には出さないように処理するケースが多いとの事です。次に、開発にならない１，０００平米未満の場合ですが、維持管理課に確認した結論として、敷地から溢れ出てしまう分については特に許可は要らないとの説明でした。有孔管で集水して側溝に流す場合は、管を側溝に固定するため側溝をいじる事になるので当然許可が必要になります。流末の用水管理者の許可はどうかというと開発部分に係らないため、維持管理課からは特に指導できる部分ではないという事でした。結論から言うと、流すことは出来るという事になります。維持管理課の担当職員に聞いたところ、１年程前までは「側溝に流すことは認めません。」という方向でしたが、ここ１年くらい規制緩和を含め認めようかと検討中であるとの話でした。分かり難いかも知れませんがご質問があればお受けいたします。

星 一 徳 議 長

これは質問があるでしょう。今までみんな宅地内・敷地内処理でやってきました。２０年最大雨量などのデータを気象台から取ってきて、それに乗数を掛けて計算すると、どこの側溝でも１０００平米以上になると水を飲みきれないという事でした。そのため、基本的に自分の敷地内で計算して最終放流で１５０ミリメートルしか許可がもらえないと言っていました。これを良く見たら、確かに塩ビ管は１５０ミリメートルで放流することになっていました。有孔管というのは自分の所だけでなく周りの畑等の水も引っ張ってしまうので、これでは間違いなく溢れると思います。なぜこのように拘るのか

というと、元々が農地なので沼尾事務局長とも話しましたが「水が出たらその時考える。」という訳にはいかないという事です。大雨が降って学校の前に水が出た場合、ここが一番の高台になるため、ここから分水嶺のように右左に水が分かれてしまうと思います。それで約1,700平米の水が出て、開発なのでここは砂利敷きにしますがいくら砂利敷きにしても砂利はプールにならないと思います。この有孔管は暗渠なのでほかの水も引っ張ってきてしまいます。それを考えたら誰が許可したのかとなった場合、開発行為も通っていない、何の許可も通っていないで許可をしたのは農業委員会になってしまいます。農業委員会以外は許可が必要ない案件なので、良く議論すべきです。1か月くらい審査の時間を取っても良いくらいだと思います。役所なら良いのかという事です。それにこの案件が良いなら、なぜ先程の無償で借りる保護者駐車場は雨水処理しないのでしょうか。今までどおり下の田に迷惑をかけることになります。それでこの教職員駐車場は予算をかけてしっかり造る。納得できません。これだけ大きな敷地なら今までどおり碎石を入れて敷地内処理をすれば良いのではないですか。それでも溢れてしまうのは仕方が無いと思います。しかし、今回このような設計をしたという事は最初から水が出る事を分かっていたという事ではないのでしょうか。

福田正文推進委員
青木渡農業委員

星一徳議長

下流、中流は大変なことになると思います。

水を脇に出す所は無いですね。暫くU字溝で線路まで流れて先に落ちるのですか。

そうです。元々が新しく造った道ですから水が出てみないとどこに行ってしまうのかわかりません。良く考えた方が良いと思います。今まで自分たちが「自分の敷地で雨水処理をしてください。周りの農地に迷惑をかけないようにしてください。」と言ってきた事が無駄になってしまいます。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾洋克事務局長。

沼尾洋克事務局長

中々今ある材料では判断が難しいと思いますので、例えばこの総会に担当職員が来て説明をさせてくださいという事になりましたらそれは可能でしょうか。

星一徳議長

担当職員というと教育委員会なので現場職員ではないですね。

沼尾洋克事務局長

このままではこの案件が保留になる可能性があるという事ですよね。

星一徳議長

そうです。保留になると思います。

沼尾洋克事務局長

教育委員会としては、保護者駐車場を始め早く整備したいので、皆さんを納得させる機会をいただけるのか否かを伺いたいという話です。

星一徳議長

それは良いですが、先程の番号6番、保護者駐車場については意見書を付けて『許可』すると決めましたよね。こちらは教職員用の駐車場の事です。今までも学校敷地内にぎっしり車を止めていたのでそのまま止められると思います。保護者駐車場なので大変だと言う事であれば1日でも早く決めます。危険だというのであれば保護者の車を学校敷地に止めて、教職員が先程の保護者駐車場に止めれば良い事だと思うので保留でも問題はないはずです。

沼尾洋克事務局長

何とか担当部署の職員に連絡をして、来られるかどうか確認をさせていただけますか。

星一徳議長

良いです。ただし本日はこの案件のほかにも多くの議案があるので暫時休憩はしません。また、担当委員の説明については以上で宜しいですね。後は担当部署の部分で審議したいと思います。教育委員会事務局に建築技師は居ますが土木技師は居ないので中々難しいと思います。雨水の事なので、なるべく自分の所で処理をして、それでも大きな入力がかかって溢れてしまうのはどこでも同じなので仕方がないと思います。それまでは自分の所で処理する努力は必要だと思います。いきなり最初から「雨水は捨てるもの」という

考えは良くないと思います。そのことを「はい、はい。」と聞いてしまうと、今まで我々が一生懸命雨水の問題や合併浄化槽の上水の問題を議論してきた意味が無くなると思います。雨水がオーケーになれば、水に色は付いていませので合併浄化槽上水の浸透樹も直接繋がりますよ。そうするとモラルも何も無くなってしまいます。そんな事になったらお金を掛けて下水道を入れる必要も無くなってしまいます。みんな側溝に流してしまいます。乾いている側溝に入れられませんが、有水側溝なら流すことも可能であるという事です。

福田正文推進委員
江連一彦農業委員

両方同じ条件で造るのなら納得がいきます。

星 一 徳 議 長

この敷地を砂利敷きにするのであれば、有孔管を入れなくても自然浸透で十分大丈夫なのではないですか。

江連一彦農業委員

大丈夫でしょう。それで足りないと思えば碎石量を70センチメートルとか80センチメートルに増やせば良い事です。

星 一 徳 議 長

我々農業委員会としては、側溝の水がやがて河川や水路に行ってほかの農地に迷惑をかけてしまう方が怖い事なので、そこは気を付けなくてははいけないと思います。自然浸透であれば、それは溢れることは仕方がないと納得できます。土地改良区の水利組合との協議が終わっているのかという問題もあると思います。

先程話したとおり、駐車場には基礎構造物が無いため開発行為になりません。元々農地なので許可するところは農業委員会しかありません。何かあった場合は許可をした農業委員会の責任になります。水利組合との協議については現地調査時に話が出なかったので、担当部署に確認する必要があります。担当者が来るという事なので、この案件は保留にして次に移ります。よろしいですか。

(「異議なし。」の声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、日程第8、議案第59号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊清美推進委員挙手)

渡邊清美推進委員

はい、渡邊推進委員。

議案第59号の1番について報告いたします。本申請は日光市土沢地内において宅地として利用している案件です。願出地は、土沢地内、国道121号とりんご街道の交差点から市道を南東へ900メートルほど進み、左折して北に100メートルほど進んだ先が願出地です。登記簿地目は畑で現況は宅地です。現地には土地家屋調査士が立ち会いました。周囲の状況は、東側は雑種地、西側、南側、北側は宅地です。願出地は昭和61年の分筆時から隣接する一体的に宅地として利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので20年以上経過しております。以上の事から証明することに何ら問題がないと思われまので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(増淵勝農業委員挙手)

増淵勝農業委員

はい、増淵部会長。

願出地は宅地として一体的に利用され現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されていて20年以上経過していることから証明妥当であるとの部会の見解です。皆さん、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

柴田美代子農業委員
星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたと思います。本件に関して何かございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。非農地証明願の番号1番については、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第9、議案第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題として、1番について担当委員の報告を求めます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵部会長。

増 淵 勝 農 業 委 員

私は、議案第60号の1番を担当いたしました。本申請は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願に関する案件です。被相続人、相続人及び納税猶予の特例の適用を受ける農地等はそれぞれ願出のとおりです。願出地は日光市今市地内、日光市役所から北西に約400メートル進んだ所と、同じく北に約200メートル進んだ所に位置した場所です。国道119号線の小倉歩道橋の交差点から北に50メートルほど進み、右折して市道を100メートルほど進んだ左手、さらに150メートルほど入った所と、もう一か所は交差点から国道119号線の旧道を550メートル程進んだ左側に願出地があります。譲受人は願出地を適切に管理して家族3人で水稻と野菜を作付けしています。今後も引き続き農業経営をしていくとの事です。以上の事から納税猶予に関する適格者だと思われるので証明妥当と思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。現地調査後の検討・協議の結果について報告がありました。委員の方から何かご質問はありますか。納税猶予で引き続き農業をやってくれるという事ですので、よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第60号について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第60号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第10、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第19条（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

議案第61号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転及び利用権設定の案件がございます。まず、所有権移転の案件になります。総会資料は9ページから10ページになります。今月の所有権移転の件数は4件で、面積合計は7筆、20,335平米です。譲渡人・譲受人の

住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に利用権設定の案件ですが、総会資料は11ページになります。件数は3件で、面積合計は4筆、6,579平米となります。内訳は全て新規で、日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）、設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。担当からの報告が終わりました。委員の方から何かご意見等がございましたらお受けいたします。

（「なし。」との声あり）

番号2番の受人はどんなところですか。

（大島尚美副主幹挙手）

大 島 尚 美 副 主 幹

はい、大島副主幹。

はい、宇都宮市に事業所がありまして、イチゴを中心に成果物の卸売業を展開してきました。平成30年頃からイチゴの生産に着手しまして、今後出荷を拡大するという事です。この他にも2筆ほどの農地でハウスを6棟くらい建ててイチゴの栽培出荷をしています。拡大という事で今回新たに農地の利用権設定案件が出てきたという事です。

星 一 徳 議 長

これは高収益で許可をしているのですか。最初の場所はどこですか。

大 島 尚 美 副 主 幹

30アールという事です。高収益で許可になっています。最初の1反5畝については平成28年から相対で、平成31年から公社をとおして実施しています。最初の場所は今回の隣接になります。

星 一 徳 議 長

ほかにご意見等はございませんか。

（「なし。」との声あり）

それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第61号について、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、議案第61号については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第11、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について（継続審査）」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（川村光代主任挙手）

川 村 光 代 主 任

はい、川村主任。

議案第53号について、今日までの流れをご説明いたします。先ず8月31日に代理人から申請書の提出がありました。申請時に事務局が書類を確認したところ、不備が無い事から処理をいたしました。9月11日、事務局職員2名で現地の事前調査をしたところ、太陽光発電設備設置を確認いたしました。9月16日、意見要請活動部会の現地調査を実施いたしました。そこで委員の皆さんが太陽光発電設備設置を確認いたしました。同日の午後、現地調査の検討委員会に譲渡人及び譲受人の出席を求め、どうしてこのようになったのか内容の説明をお願いしました。9月18日、総会開会前に譲渡人、譲受人及び代理人が出席して譲渡人より経緯の説明がございました。同日の総会において継続審査となった訳でございます。9月29日、JAの会議終了後に市役所において会議に出席していた農業委員に集まってお打ち合わせを行いました。その結果として、次の会議を10月7日午後6時に市役所において行う事、出席者は農業委員11名及び譲渡人、譲受人及び代理人の出席を願い事務局も出席するという決定をいたしました。当日10月7

星 一 徳 議 長
沼尾洋克事務局長
星 一 徳 議 長

日、農業委員1名欠席の10名で継続審査議案の協議を行いました。その結果、時系列により顛末書を10月12日までに提出してもらう事といたしました。総会当日の開会前に、譲渡人・譲受人及び代理人の3人に来ていただき嚴重注意書を渡すことになりました。本日10月20日、指定会議室に譲渡人、譲受人及び代理人に来ていただき、嚴重注意書を渡してございます。経緯は以上です。

はい、沼尾事務局長から何かありますか。

特にありません。

以上の事です。前回の総会時、農業委員にこの案件を預けさせていただきたいと推進委員の方にお願ひしました。お手元の資料のとおり、詫び書という形で今までの時系列をしっかりと書いてもらいました。なお、4回ほど本人達をお呼びして内容確認をしたところでした。話の内容は一貫していました。自分達がやったことに間違いはないという事がまず一つです。その中で農業委員の皆さんにお集まりいただき、色々検討した結果、時系列を含め、仕方がないという事ではなく何らかの形を残さなければならないという結論で、会を代表した会長名で嚴重注意書を本人達に渡すという事になりました。当然総会前にお渡ししないと意味が無いので、総会前に私と会長職務代理者、農地利用最適化推進委員の正副委員長と事務局で3人を呼んで、まずは口頭で嚴重注意をした後、袋綴じをした公印の入った嚴重注意書を渡しました。相手方からも反省の弁がありましたので、皆様にご報告をしたうえでこれからの審議に入って行きたいと思ひます。いま説明した経緯を踏まえまして、皆さんからご意見があればお伺ひしたいと思ひます。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青 木 渡 農 業 委 員

この案件は推進委員の皆さんからも今後の問題として話が出ていました。それで継続審査になった訳ですから、今回は特例として推進委員の方にも可否を伺う事で如何でしょうか。

星 一 徳 議 長

少しやり方として飛び出してしまいましたが考えていきたいと思ひます。その事も含めまして、農業委員につきましては今日まで4回程中味を協議してこのような形にしてきた訳ですが、特に推進委員の皆さんから何かありましたらお伺ひいたします。

(加藤英利推進委員挙手)

はい、加藤推進委員。

加 藤 英 利 推 進 委 員

売電をしているか確認しましたか。

星 一 徳 議 長

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

売電はしておりません。

星 一 徳 議 長

今日の時点で本人達にも確認しましたが、売電はしていません。また、決定するまでは通電しないように言い渡しています。本人達も良く理解して、そのような事は絶対しませんと言っていました。その部分は本人達を信用するしかありません。

福 田 重 勝 推 進 委 員

詫び状というか、許可書は何年くらい保存するものですか。

川 村 光 代 主 任

許可書の保存は5年間になります。

星 一 徳 議 長

どうでしょうか。他にご意見がござひますか。ご意見等が無いようでしたら採決に移りたいと思ひます。江連部会長から何かありますか。

江 連 一 彦 農 業 委 員

個人的な意見になりますが、皆さんが集まったところで説明を受けた内容と、その後農業委員で協議した内容、また、先程星会長から説明があった内容はほぼ整合性がありました。そのような中では、過日本人達がした事は問題外ですが、農業委員会としての措置は詫び状を出させ、嚴重注意書を出したという事、また継続審査として1か月議決を伸ばして協議をしたという所

星 一 徳 議 長

福田正文推進委員

星 一 徳 議 長

沼尾洋克事務局長

星 一 徳 議 長

は、農業委員会として十分審議してきたと思います。最終的には皆さんの意見を十分お聞きした上で結論を出した方が良いと思います。

ありがとうございます。いま江連部会長から話がありました。農地利用最適化推進委員の委員長から何かありましたらお願いいたします。

これで賛成して良いものかどうか。これは後々が心配です。恐らく何か同様の案件が出て来た時「許可しただろう。」という話が出ると問題になるかと思っています。

全くその通りです。沼尾事務局長はどう考えていますか。

(沼尾洋克事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

参考として申し上げますが、県にこれに類似した事前着工案件の許可の可否の状況を確認したところ、適期に正しく申請しても許可にならないケースについては、たとえば、農振農用地にソーラーパネルを設置してしまったなど、当然許可にはなっていない、且つ原状回復命令も出ているものもあります。しかし、この案件は適期に正しく申請していれば許可になる案件だと考えます。以上です。

ただいま沼尾事務局長の説明がありました。先程福田正文推進委員長が言ってくれたように、後の事を考えると中々大変だと思います。実際ここに書いてあるように4条であのように注意され、ここに来て「知らなかった。」という気持ちもわかりますが、沼尾事務局長の説明もわかります。この場所にソーラーパネルは設置出来ない所ですかと聞かれれば設置可能な場所です。しかもほぼ非農地に近い場所だったので、正規に出てくれば何の瑕疵も無く、躓きも無く許可になったのは事実です。そのあたりを踏まえ、推進委員長が言ってくれたように、今後もし同様の事があった時にどのような対応を取るのか問題が出ると思います。本日職権の代理人に話しましたが、まずは相談をしてくださいという事です。今回は色々な所で瑕疵がありました。行政書士の方が現地を見た時に設備が完成していたのならば申請に来た窓口で「設備が完成していました。」と一言伝えてくれればこんな大きな話にならずに相談しながら進められたのではないかと思います。この事は代理人の行政書士に伝えて嚴重注意書も渡しています。行政書士がこのような注意を受けるという事は大変な事です。そのため代理人の行政書士に出すことは本当に躊躇しましたが、やはり事前相談する事が筋だろうという事で行政書士にも嚴重注意を出しました。このような事も含め、ほかにご意見がありましたらお願いいたします。農業委員の方々も挙手するかどうか苦しむと思いますが、今までこれだけの案件をやったことはありません。嚴重注意を出した事は市町村合併前を含め、私は最初からいしましたが15年の農業委員会でもこれは初めての事で見ることがありません。この処分は大きいと思いますし残るものです。文面を見てもらえば分かりますが柔らかい表現でも凄くきつい言葉になっています。継続審査にして1か月経った訳ですし、この辺で何らかの結論を出さなければならないと思います。意見が無ければ採決に入ります。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青 木 渡 農 業 委 員

会長から説明があったように、我々農業委員として複数回協議を重ねて許可の可否を審議してきました。その中でも今後同様の案件が出てくる事がネックになっていました。そのような協議の中で、口頭注意だけではなく嚴重注意書を出して指導する措置になったのは事実です。我々も農業委員11名が手を上げるべきか否か本当に内容を議論しました。本当に苦しいです。それなので推進委員の皆さんの意向を確認させていただきたく挙手をお願いし

福田正文推進委員

星 一 徳 議 長

青木渡農業委員

星 一 徳 議 長

高村充推進委員

星 一 徳 議 長

渡邊清美推進委員

星 一 徳 議 長

たいと言いました。

確かに、挙手したいという気持ちはありますが、それで今後どうなるのが不安で、そこが一番心配です。

一番はそこだと思います。ここで許可をするのがどうかという事より、それを見ていて「それなら良いでしょう。」と思われるのが嫌だという事です。

我々農業委員としても、地元の推進委員の皆さんが大変になるのではないかという話が出ました。挙手をして決めたという問題ではないと思います。

一番辛いのは地元の推進委員の方だと思います。「何も言わなかったのか。」と言われるのは地元の方ですからそこは守りましょうという事から農業委員の協議が始まったのも事実です。そろそろ採決に入りたいと思います。ここで皆さんに話しておきますが、未だに農業委員 11 人の考えは分かりません。どうしましょう、こうしましょうという話し合いも一切していません。どのように判断しても良いと思います。農業委員会としてやれる事は事務局を含めて全てやったと思います。

いま推進委員を含めて挙手をお願いするという事でしたが、例えば推進委員が許可賛成多数で、農業委員が賛成少数になったけれど通ってしまったという時はどうなるのですか。

それは、採決の権限があるのは農業委員だけなので「このような結果だった」という事で参考とさせていただきます。

それなら否決して裁判になっても良いのではないですか。

農業委員として命かけて判断します。いま裁判になっても良いのではないかという話が出ましたが、裁判については事務的な話が一番です。我々が手を上げないで撤去命令を出した場合、裁判で訴えられればうちは負けます。なぜなら適法で申請があればソーラーパネルを造ることができる場所だからです。ここまでの事をやったにも関わらず、否決する場合は相当な覚悟を持って判断しなければなりません。先程青木委員から、農業委員としても中々判断できないから皆さんの判断も見せてもらえませんかという凄いい提案がありましたよね。

それでは質疑を終結し、採決いたします。推進委員の皆さんの可否は反映できませんが、全員の意思を確認したいので宜しくお願ひしたいと思います。宜しいですか。それでは継続審査になっていた議案第 53 号について色々な意見がありましたが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員、農地利用最適化推進委員全委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、ありがとうございます。結果として見させていただきました。農業委員は全員の賛成をいただきましたので、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について(継続審査)」は、この原案のとおり『許可』することに決しました。

推進委員についても形として見させていただきましたので、これをもってこの議案は進めていきたいと思います。今までの歴史の中でこれだけ重要な文書を出したことはありません。事務局から再度、すごい議論がありましたと嚴重注意してください。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 4 時 36 分 ～ 午後 4 時 45 分)

星 一 徳 議 長

星 一 徳 議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程一時保留にしていた議案第 58 号の 6 番及び 7 番について、教育委員会事務局から上席を含め職員が来てくれたので、先程の件についてまず保護

者駐車場の方から詳細の説明をお願いします。先程会議の中で出た話は、多分意見書が付いて出ると思いますが、ここに碎石を入れるのですよね。その碎石や雨水が下の農地に落ちないように措置を講じてくれというのが1番です。農業委員会の許可部分ではないですが、隣地との高低差があり保護者の送迎は夕方が多いと思うので、いくら手前に駐車すると言われても車止めや境界線、境界ブロックも無くて標識ロープだけで区割しますと言われても危険だという事です。その事は農業委員会から意見書を出しますが詳細について説明をお願いします。

(和氣一夫学校教育課長挙手)

はい、お願いします。

和氣一夫学校教育課長

学校教育課長の和氣と申します。今回の三角形の申請地については、高台になっているので転落防止の措置を取らないと行けない事は承知しております。あと1か所の教職員の駐車場がメインになってくる所ですが、予算の関係もあり現段階では大きな所の工事を発注してその執行残を見込んだ上でこちらの保護者駐車場の安全対策を取る予定でおります。実際に区画線や標識ロープを回すと同時に、左奥の高低差が生じる所は危険なので、ポールを立てる等何か分かるような対策を予定しております。まだ予算の関係があるので具体的などは出せない状態ですので、この部分についてはご理解をお願いしたいと思います。

星 一 徳 議 長

分かりました。予算が無いけど余ったお金でやれる可能性があるという話で落札金額次第という事ですね。

和氣一夫学校教育課長

その予算を捻出しようという話です。また、この執行残と本事業以外の予算の流用を含めて何とか捻出させるようにしたいと思います。

星 一 徳 議 長

はい、でもそれは中々農業委員会から確認が取れないですよ。農業委員会は1件1件でやっています。一緒の開発なら良いと思いますが、1件1件別々に審議するところになっていますのでわかりません。許可をするのは農業委員の方々と、農業委員会の転用許可以外は何の許可も要らないですよ。ほかから見ると許可したのは何処かとなって、農業委員会だと今までも必ず言われてきたのです。そうすると農業委員会は許可執行者なので関係ありませんと言えないです。その事を考えて実施していただきたいです。これは雨水処理や碎石の部分で周りに迷惑を掛けないようにと、また余計な事です。転落防止策は講じて欲しいと農業委員会が意見書を付けるという事で皆さんよろしいですか。

(「はい。」の声あり)

事務局、意見書についてよろしくお願いします。

星 一 徳 議 長

次に、こちら番号7番の説明をお願いします。

(学校教育課施設管理係常泰雄平主任挙手)

はい、お願いします。

常 泰 雄 平 主 任

学校教育課施設管理係の常泰と申します。私が担当させていただいておりまして、南原小学校から要望があった駐車台数を確保するためこのような形になりました。現状は右側が少し低い形になっているので、その雨水排水を考えたところ、現段階の話では有孔管を入れて市道の側溝に繋ぐように計画を立てていました。今回農業委員会の話を伺いまして、現在指名選考が終わりこの後入札をかける所ですが、業者が決まり今回頂いた指示や話をして別途対策を考えたいと思います。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。皆さんから何かありましたらお願いします。形として浸透柵が何かを入れてくださいという事です。一度浸透柵などで水を受けて、そこから流すかどうかという事です。一般的にほかは皆そのよう

な処理をしてくれています。特にここは高台なので有孔管入れるという事は暗渠排水と同じ事になるので周りの水も全部引いてきてしまいます。元々高台なのでそれ程酷くないと思います。

(加藤英利推進委員挙手)

加藤英利推進委員
星 一 徳 議 長

直接は流さないという事ですか。

一度敷地内で水をプールしてから流すという事です。今までどこの開発もそのような対応をしてきました。大きな有孔管を造ってやっています。ここも同じだと思います。市役所の大きな駐車場でも大きな受け桟があり、そこから許可になる塩ビ管150ミリメートルの所から徐々に排水するという事で下流に許可を受けていると思います。ここだけが例外という事は無いと思いますが如何ですか。

常 泰 雄 平 主 任

今話をお聞きしました。私が考えていたのは、現況畑で土の状態なので30センチメートルほど掘削をしてそこに30センチメートルの碎石を入れて転圧をして行くような形になります。当初予定していた有孔管もφ100の細い径で考えていたので、当初の有孔管を入れるというより敷地全体に約30センチメートルの碎石を入れるので、敷地の中で浸透していければと考えます。

星 一 徳 議 長

それが一番だと思います。そのように変更を考えてください。

(和氣一夫学校教育課長挙手)

和氣一夫学校教育課長

はい、和氣課長。

先程委員の方から指摘がありましたように、直接放流するという事は見合わせたいと思います。

星 一 徳 議 長

この設計のままでは中・下流に一気に水が行ってしまいます。とても径150ミリメートルの塩ビ管で排水できるわけがありません。特に夕立が来たらとても処理できないと思います。今までは畑であり、現地調査の時に確認しましたが、どこかに流れ出て道路側溝に入ったような形跡は見られませんでした。しかし当初の開発計画のままでは必ず水の行き場が無くなります。周りの方が少し高く奥が低い事等を含めると農業委員会としては「はい、わかりました。」とい簡単に許可する訳にはいきません。今回はあまりにも今までのやり方と違うのでその部分の理解が進まなかったという事です。そこを担当部署で再検討してくれるという説明がありました。農業委員会からの意見に配慮いただけるという事なので採決に移ってよろしいですか。職員の方々もいろいろ説明ありがとうございました。

それでは質疑を終結し、採決いたします。議案第58号番号7番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第58号番号7番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

以上を持ちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年10月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 5 時 23 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

8 番 委 員

9 番 委 員

